

理に当たる者を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、この契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を発注者のために設定しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 施設整備業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行または発注者が確実に認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (4) 施設整備業務に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証
- (5) 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項に定める保証の金額(次項で「保証の金額」という。)は、この契約成立の日の翌日から新施設(A)の引渡日までは別紙[1]に定めるサービス購入料 A-1 相当額の、新施設(A)の引渡日の翌日から新施設(B)の引渡日までは別紙[1]に定めるサービス購入料 A A-1 相当額から設計業務の費用および新施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額の、それぞれ 100 分の 10 に相当する金額とする。
- 3 この契約に定める契約金額の変更があった場合、この契約成立の日の翌日から新施設(A)の引渡日までは保証の金額が、変更後のサービス購入料 A-1 の 100 分の 10 に相当する金額に達するまで、新施設(A)の引渡日の翌日から新施設(B)の引渡日までは別紙[1]に定めるサービス購入料 A 相当額から設計業務の費用および新施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額に達するまで、それぞれ発注者は、事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、他方、事業者は、発注者に対し保証の金額の減額を請求することができる。

(権利義務の処分等)

第 11 条 事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) この契約上の権利もしくは義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、またはその他の処分を行うこと。
 - (2) 株式、新株予約権または新株予約権付社債を発行すること。
 - (3) 持分会社への組織変更または合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行うこと。
- 2 事業者は、この契約等により事業者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本業務以外の業務を一切行ってはならない。
 - 3 事業者は、この契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、維持管理期間終

2 サービス購入料の算定方法および発注者による支払額

(1) サービス購入料 A (設計・建設の対価)

サービス購入料 A は、以下の金額とする。

サービス購入料 A は、サービス購入料 B の 2 回目支払時に一括して支払う。

項目	内容
サービス購入料 A-1	施設整備業務の費用
サービス購入料 A-2	設計・建設段階におけるその他費用

(2) サービス購入料 B (維持管理の対価)

サービス購入料 B は、維持管理業務費および維持管理段階におけるその他費用の合計額とする。

発注者によるこれらの支払額は各回均等とする。

項目	内容
サービス購入料 B-1	維持管理業務の費用
サービス購入料 B-2	児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用もしくは児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で、原因者を特定したにもかかわらず原因者からの費用回収が困難なものに関する費用とし、下記の通り定める。
サービス購入料 B-3	維持管理段階におけるその他費用

① サービス購入料 B-2 の算定方法および手続き

サービス購入料 B-2 の費用負担および手続き等は以下の通りとする。

(発注者の確認・承諾)

- 1) 事業者は破損等を更新・修繕するにあたり、事前に発注者に修繕内容と見積金額を提示し、発注者による内容の確認及び金額についての承諾を得ることとする。発注者の承諾を得ていない場合には、この費用への参入は認めない。

(負担、金額、精算の考え方)

- 2) 提案時、事業開始時は、サービス購入料 B-2 の想定年額 (x とする) を 2,346 千円 (税抜) とする。
- 3) サービス購入料 B-2 は 3 年に一度、3 カ年分をまとめて精算を行う。精算条件、精算方法は下記の通りとする。以下、n 年度から n+2 年度の 3 カ年の精算方法について述べる。

・ X_n : n 年度に発生した、児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用 (税込み)。

・ $A = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) \div \{ (x+x+x) \times \underline{(1 + \text{消費税率})} \}$

ここで x はサービス購入料 B-2 の想定年額で、提案時は 2,346 千円（税抜）。

- ・精算条件： $A < 0.9$ または $A > 1.1$ の場合に、下記のとおり精算を行う。
- ・ $A < 0.9$ の場合： $B = (x+x+x) \times \underline{(1+消費税率)} \times 0.9 - (X_n + X_{n+1} + X_{n+2})$
とすると、事業者は B を発注者に返還する。
- ・ $A > 1.1$ の場合： $B = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) - (x+x+x) \times \underline{(1+消費税率)} \times 1.1$
とすると、事業者は B を発注者に請求し、発注者は支払うものとする。
- ・精算が発生する場合は、 $n + 3$ 年度の第 1 四半期のサービス購入料で調整（加算もしくは減算）する。
- ・ただし、令和 18 年度、令和 19 年度のサービス購入料 B-2 の清算については、上記算式を下記のとおり置き換えて、令和 19 年度の第 4 四半期のサービス購入料支払時に調整する。

$$A = (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}}) \div \{ (x+x) \times \underline{(1+消費税率)} \}$$

$$A < 0.9 \text{ の場合} : B = (x+x) \times \underline{(1+消費税率)} \times 0.9 - (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}})$$

$$A > 1.1 \text{ の場合} : B = (X_{\text{令和18年度}} + X_{\text{令和19年度}}) - (x+x) \times \underline{(1+消費税率)} \times 1.1$$